

単板積層材についての検査方法

制 定：昭和63年10月11日農林水産省告示第1597号
一部改正：平成4年1月31日農林水産省告示第154号
一部改正：平成5年7月23日農林水産省告示第849号
一部改正：平成12年6月9日農林水産省告示第822号
一部改正：平成15年3月28日農林水産省告示第540号
一部改正：平成18年2月28日農林水産省告示第210号
最終改正：平成20年5月13日農林水産省告示第704号

- 1 検査を分けて理化学検査（温水浸せきはく離試験、冷水浸せきはく離試験、煮沸はく離試験、減圧加圧はく離試験、水平せん断試験、ブロックせん断試験、含水率試験、曲げ試験、寒熱繰返し試験、防虫処理試験又はホルムアルデヒド放散量試験に係る検査をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。
- 2 理化学検査は、抽出して行う。
- 3 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でないと認められる場合には、各個に行うことができる。
- 4 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5から8までに定めるところによる。

5 第1種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 造作用単板積層材

(7) 理化学検査

化粧加工を施さないものにあつては製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする10日分以内の製造荷口を、化粧加工を施したものにあつては製造条件が同一と認められる10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、単板積層材の日本農林規格（平成20年5月13日農林水産省告示第701号）別記の1の(1)及び(3)に準ずる。

(4) 外面検査

(7)の検査荷口から、無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料単板積層材を抽出する。

検査荷口の大きさ		試料単板積層材の数
	500枚（本）以下	50枚（本）
501枚（本）以上	1,200枚（本）以下	80枚（本）
1,201枚（本）以上	3,200枚（本）以下	125枚（本）
3,201枚（本）以上		200枚（本）

イ 構造用単板積層材

(7) 理化学検査

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に格付しようとする10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、単板積層材の日本農林規格別記の1の(2)及び(3)に準ずる。

(イ) 外面検査

(ア)の検査荷口から、無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料単板積層材を抽出する。

検査荷口の大きさ		試料単板積層材の数
300枚（本）以下		25枚（本）
301枚（本）以上	500枚（本）以下	35枚（本）
501枚（本）以上	1,000枚（本）以下	50枚（本）
1,001枚（本）以上	2,000枚（本）以下	70枚（本）
2,001枚（本）以上	3,000枚（本）以下	100枚（本）

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用単板積層材

(イ) 理化学検査

単板積層材の日本農林規格別記の3の(1)、(7)、(8)、(10)及び(11)により試験を行い、その結果、(1)、(7)、(8)及び(10)にあつては同別記の2により、(11)にあつては同規格第3条の基準により、当該検査荷口の造作用単板積層材の当該試験に係る合格又は不合格を判定する。

(イ) 外面検査

(1)のアの(イ)の規定により抽出した各試料単板積層材について単板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、化粧加工を施さないものにあつては格付しようとする等級の基準に達したものの数が、化粧加工を施したものにあつては合格の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料単板積層材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の造作用単板積層材をその等級又は合格に格付する。

試料単板積層材の数	合格とする数
50枚（本）	43枚（本）
80枚（本）	70枚（本）
125枚（本）	111枚（本）
200枚（本）	179枚（本）

イ 構造用単板積層材

(イ) 理化学検査

単板積層材の日本農林規格別記の3の(2)から(7)まで並びに(9)及び(11)により試験を行い、その結果、(2)から(7)までにあつては同別記の2により、(9)及び(11)にあつては同規格第4条の基準により、当該検査荷口の構造用単板積層材の当該試験に係る合格又は不合格を判定する。

(イ) 外面検査

(1)のイの(イ)の規定により抽出した各試料単板積層材について単板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料単板積層材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用単板積層材をその等級に格付する。

試料単板積層材の数	合格とする数

25枚（本）	22枚（本）
35枚（本）	31枚（本）
50枚（本）	44枚（本）
70枚（本）	62枚（本）
100枚（本）	89枚（本）

6 第2種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の造作用単板積層材又は構造用単板積層材が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、7に定めるところによるものとする。

7 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 造作用単板積層材

(7) 理化学検査

5の(1)のアの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「6の規定により検査が7に定めるところによることとなった造作用単板積層材で製造条件」と、「10日分」とあるのは「30日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

(7)の検査荷口から、無作為に、80枚（本）の試料単板積層材を抽出する。

イ 構造用単板積層材

(7) 理化学検査

5の(1)のイの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「6の規定により検査が7に定めるところによることとなった構造用単板積層材で製造条件」と、「10日分」とあるのは「30日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

5の(1)のイの(4)の規定を準用する。この場合において、同(4)の表は、次のように読み替えるものとする。

検査荷口の大きさ		試料単板積層材の数
	5,000枚（本）以下	140枚（本）
5,001枚（本）以上	7,000枚（本）以下	160枚（本）
7,001枚（本）以上	10,000枚（本）以下	200枚（本）
10,001枚（本）以上		300枚（本）

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用単板積層材

(7) 理化学検査

5の(2)のアの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のアの(4)の規定により抽出した各試料単板積層材について単板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、化粧加工を施さないものにあつては格付しようとする等級の基準に達したものの数が、化粧加工を施したものにあつては合格の基準に達したものの数が69枚

(本) 以上であるときは、当該検査荷口の造作用単板積層材をその等級又は合格に格付する。

イ 構造用単板積層材

(7) 理化学検査

5の(2)のイの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

5の(2)のイの(4)の規定を準用する。この場合において、同(4)の表は、次のように読み替えるものとする。

試料単板積層材の数	合格とする数
140枚 (本)	125枚 (本)
160枚 (本)	143枚 (本)
200枚 (本)	180枚 (本)
300枚 (本)	270枚 (本)

8 第1種検査方法への移行

7に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の造作用単板積層材又は構造用単板積層材がその格付しようとする等級又は合格に格付されない場合を生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

附 則 (昭和63年10月11日農林水産省告示第1597号)

この告示は、昭和63年10月14日から施行する。

改正文 (平成4年1月31日農林水産省告示第154号)

平成4年2月1日から施行する。

附 則 (平成5年7月23日農林水産省告示第849号)

この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成5年法律第77号) の施行の日 (平成5年7月21日) から施行する。

改正文・附則 (平成12年6月9日農林水産省告示第822号)

① 平成12年6月10日から施行する。

② 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成11年法律第108号) 附則第4条第1項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている農林物資の製造業者又は生産行程管理者及び同条第3項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている外国製造業者又は外国生産行程管理者の検査方法については、平成15年6月9日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月28日農林水産省告示第540号)

この告示は、平成15年3月29日から施行する。

附 則 (平成18年2月28日農林水産省告示第210号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(農林物資についての検査方法に関する経過措置)

4 改正法の施行の際現に旧法第14条第1項の規定により、条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター、旧登録格付機関、旧認定製造業者 (改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。)、旧登録外国格付機関又は旧認定外国製造業者 (改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。) で、改正法附則第3条

第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定に基づき格付を行うものについては、この告示による改正前の第2から第19まで、第21、第22、第23及び第40に掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。この場合において、なおその効力を有するものとされるこの告示による改正前の集成材及び構造用集成材についての検査方法5の(1)のイの(7)のb中「(1)及び(2)」とあるのは「(1)、(2)及び(4)」と、5の(2)のアの(7)中「に準じて試験を行い、その結果、同別記の2」とあるのは「の(1)から(8)までに準じて試験を行い、その結果、(1)から(7)までにあつては同別記の2に、(8)にあつては同規格第3条から第5条までのホルムアルデヒド放散量の基準」と、5の(2)のイの(7)のa中「2の(4)及び(5)」とあるのは「2」と、5の(2)のイの(7)のb中「(6)まで」とあるのは「(6)まで及び(10)」と、「2の(1)から(3)まで」とあるのは「2」とする。

改正文（平成20年5月13日農林水産省告示第704号）

平成20年8月11日から施行する。

（最終改正の施行期日）

平成20年5月13日農林水産省告示第704号については、平成20年8月11日から施行する。